

一般事業主行動計画

社会福祉法人 しらゆり会 行動計画

職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和4年4月1日～令和8年7月31日までの4年間

2. 目標

目標1：男女とも平均勤続年数を10年以上とする。

3. 取組内容・実施時期

- 令和4年4月～ 過去3年間の平均残業時間を部署ごとに実態を把握する。
- 令和5年4月～ 各部署において有給休暇の取得計画をする。
- 令和7年4月～ 有給休暇取得予定表の掲示や、取得状況のとりまとめなどによる取得促進のための取組の開始する。
- 令和8年4月～ 育児休業及び介護休業からの復職者に対し、上司、人事担当者による面談を年2回開催する。

目標2：出産や子育てによる退職者の再雇用制度を導入する。

<対策>

- 令和3年8月～ 退職者のニーズを把握し、制度内容について検討する。
- 令和5年4月～ 再雇用制度を導入し、苑内及び退職者に周知する。

一般事業主行動計画

社会福祉法人 しらゆり会 行動計画

職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和3年8月1日～令和8年7月31日までの5年間

2. 内容

目標1：計画期間内に、年次有給休暇の取得率を高める。

<対策>

- 令和3年8月～ 年次有給休暇の取得状況について実態を把握する。
- 令和4年4月～ 各部署において有給休暇の取得計画をする。
- 令和5年4月～ 有給休暇取得予定表の掲示や、取得状況のとりまとめなどによる取得促進のための取組を開始する。

目標2：出産や子育てによる退職者の再雇用制度を導入する。

<対策>

- 令和3年8月～ 退職者のニーズを把握し、制度内容について検討する。
- 令和5年4月～ 再雇用制度を導入し、苑内及び退職者に周知する。